

大分県地域防災計画

(地震・津波対策編)

平成30年6月

大分県防災会議

目 次

第1部 総 則	- 1 -
第1章 計画の目的	- 2 -
第1節 計画の目的.....	- 3 -
第2節 計画の性格と内容.....	- 3 -
第3節 計画の理念.....	- 3 -
第4節 計画の位置づけ.....	- 5 -
第5節 計画の修正.....	- 6 -
第6節 計画の周知.....	- 6 -
第2章 大分県の地勢.....	- 8 -
第1節 地形及び地質.....	- 9 -
第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方.....	- 12 -
第3章 大分県における地震・津波の特性.....	- 15 -
第1節 地域ごとの特性.....	- 16 -
第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性.....	- 18 -
第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波.....	- 21 -
第4章 地震・津波の想定.....	- 27 -
第1節 地震・津波想定.....	- 28 -
第2節 被害想定.....	- 32 -
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 39 -
第2部 災害予防	- 46 -
第1章 災害予防の基本方針等.....	- 47 -
第1節 災害予防の基本的な考え方	- 48 -
第2節 災害予防の体系.....	- 49 -
第2章 災害に強いまちづくり	- 50 -
第1節 被害の未然防止事業	- 52 -

第2節	災害危険区域等の対策.....	- 56 -
第3節	防災施設の災害予防管理.....	- 56 -
第4節	都市・地域の防災環境整備.....	- 57 -
第5節	建築物等の安全性の確保.....	- 59 -
第6節	公共施設等の災害予防.....	- 60 -
第7節	特殊災害の予防.....	- 66 -
第8節	地震防災緊急事業5箇年計画の推進.....	- 69 -
第9節	防災調査研究の推進.....	- 69 -
第10節	社会資本の老朽化対策.....	- 70 -
第3章	災害に強い人づくり.....	- 71 -
第1節	自主防災組織.....	- 74 -
第2節	防災訓練.....	- 78 -
第3節	防災教育.....	- 91 -
第4節	消防団・ボランティアの育成、強化.....	- 96 -
第5節	要配慮者の安全確保.....	- 98 -
第6節	帰宅困難者の安全確保.....	- 103 -
第7節	県民運動の展開.....	- 104 -
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置.....	- 105 -
第1節	初動体制の強化.....	- 108 -
第2節	活動体制の確立.....	- 113 -
第3節	津波からの避難に関する事前の対策.....	- 120 -
第4節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実.....	- 123 -
第5節	救助物資の備蓄.....	- 127 -
第5章	その他の災害予防.....	- 128 -
第1節	災害対策基金の確保.....	- 129 -
第3部	災害応急対策.....	- 130 -
第1章	災害応急対策の基本方針等.....	- 131 -
第1節	災害応急対策の基本方針.....	- 132 -
第2節	県民に期待する行動.....	- 133 -
第3節	災害応急対策の体系.....	- 135 -
第2章	活動体制の確立.....	- 136 -

第1節	組織.....	- 138 -
第2節	動員配備.....	- 157 -
第3節	通信連絡手段の確保.....	- 165 -
第4節	気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達.....	- 168 -
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達.....	- 186 -
第6節	災害救助法の適用及び運用.....	- 195 -
第7節	市町村への支援.....	- 202 -
第8節	広域的な応援要請.....	- 204 -
第9節	防災ヘリコプターの運用体制の確立.....	- 207 -
第10節	自衛隊の災害派遣体制の確立.....	- 210 -
第11節	他機関に対する応援要請.....	- 218 -
第12節	技術者、技能者及び労働者の確保.....	- 220 -
第13節	ボランティアとの連携.....	- 223 -
第14節	帰宅困難者対策.....	- 225 -
第15節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給.....	- 226 -
第16節	交通確保・輸送対策.....	- 228 -
第17節	広報活動・災害記録活動.....	- 239 -
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動.....	- 243 -
第1節	地震・津波に関する情報の住民への伝達等.....	- 244 -
第2節	地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導.....	- 250 -
第3節	津波からの避難.....	- 255 -
第4節	救出救助.....	- 259 -
第5節	救急医療活動.....	- 263 -
第6節	消防活動.....	- 271 -
第7節	二次災害の防止活動.....	- 273 -
第4章	被災者の保護・救護のための活動.....	- 276 -
第1節	避難所運営活動.....	- 277 -
第2節	避難所外被災者の支援.....	- 282 -
第3節	食料供給.....	- 284 -
第4節	給水.....	- 288 -
第5節	被服寝具その他生活必需品給与.....	- 291 -
第6節	医療活動.....	- 295 -
第7節	保健衛生活動.....	- 297 -
第8節	廃棄物処理.....	- 300 -

第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	- 301 -
第10節	住宅の供給確保等	- 304 -
第11節	文教対策	- 309 -
第12節	社会秩序の維持・物価の安定等	- 314 -
第13節	義援物資の取扱い	- 316 -
第14節	被災動物対策	- 317 -
第5章	社会基盤の応急対策	- 318 -
第1節	電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策	- 319 -
第2節	道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策	- 320 -
第4部	災害復旧・復興	- 321 -
第1章	災害復旧・復興の基本方針	- 322 -
第2章	公共土木施設等の災害復旧	- 324 -
第3章	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	- 326 -
第4章	被災者支援に関する各種制度の概要	- 329 -
第1節	経済・生活面の支援	- 330 -
第2節	住まいの確保・再建のための支援	- 340 -
第3節	農林漁業・中小企業・自営業への支援	- 350 -
第5章	激甚災害の指定	- 355 -
第1節	激甚災害指定の手続	- 356 -
第2節	特別財政援助	- 361 -
第5部	南海トラフ地震防災対策推進計画	- 363 -
第1章	総則	- 364 -
第1節	推進計画の目的	- 365 -
第2節	地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域	- 365 -
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	- 365 -

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助.....	- 366 -
第1節 津波からの防護のための施設の整備等.....	- 367 -
第2節 津波に関する情報の伝達等.....	- 367 -
第3節 津波対策等.....	- 368 -
第4節 消防機関等の活動.....	- 368 -
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応.....	- 368 -
第6節 交通対策.....	- 369 -
第7節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策.....	- 370 -
第8節 迅速な救助.....	- 371 -
第3章 関係者との連携協力の確保.....	- 372 -
第1節 資機材、人員等の配備手配.....	- 373 -
第2節 他機関に対する応援要請.....	- 373 -
第3節 帰宅困難者への対応.....	- 373 -
第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	- 374 -
第5章 防災訓練.....	- 376 -
第6章 地震防災上必要な教育及び広報.....	- 378 -
第7章 津波避難対策緊急事業計画.....	- 380 -
第8章 南海トラフ地震防災対策計画.....	- 382 -
修正の経過.....	- 384 -

-